平成２６年（フ）第９３号
愛知県一宮市神山３丁目９番18号
債務者　藤井　哲朗
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９４号
愛知県一宮市神山３丁目９番18号
債務者　藤井たか子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３９号
山口県山陽小野田市赤崎３丁目１番17号
債務者　三吉　芳則
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５９号
香川県高松市屋島西町2069番地６　サンコート屋島107
債務者　黒川亜矢子（旧姓寺井・平木）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
山口県下関市竹崎町２丁目８―903号、前住所山口県下関市みもすそ川町26番14号
債務者　林　　憲二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町志津山248番地２
債務者　林　　康司
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町志津山248番地２
債務者　林　有里子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９２６号
大阪市生野区小路東５丁目11番12号
債務者　米谷　昌憲
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２８号
大阪府門真市岸和田２丁目３番34―402号
債務者　川田知恵子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９２号
大阪市西区南堀江４丁目24番10―808号
債務者　手塚　美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２５号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目６番６号
債務者　長田　安二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５８号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番６―306号
債務者　川口　大輔
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５９号
大阪市西成区潮路２丁目３番11号　102号、前住所兵庫県姫路市大黒壱丁町58番地
債務者　下町　勝彦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７０号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目12番10号
債務者　上山　修一
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７１号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目12番10号
債務者　上山　利恵
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９６号
大阪市平野区喜連西５丁目４番36号101
債務者　辻江　弘治
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７９号
大阪府茨木市田中町７番39号
債務者　山﨑　明弘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９１号
大阪府東大阪市寺前町１丁目４番32号
債務者　渡邊　康乃
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部